



平成 27 年 5 月 1 日

## 「エリア営業体制」導入店舗のお知らせ

筑波銀行（頭取：藤川 雅海、本店：茨城県土浦市）は、店舗間で連携を図りながら地域のお客さまの金融ニーズにお応えする「エリア営業体制」をひたちなかエリアに導入いたします。

「エリア営業体制」の導入にともない、勝田東支店を個人向け業務に特化した店舗に変更しますので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

1. 実施日  
平成 27 年 7 月 1 日（水）
2. 導入店舗  
ひたちなかエリア ひたちなか支店（フルバンキング店舗）・勝田東支店（個人特化型店舗）
3. 実施内容
  - ・ 同一地域内で営業している店舗の役割を、「個人特化型店舗」と「フルバンキング店舗（※従来型の法人・個人全てのお客さまを対象とした店舗）」に区分することで、両店が連携を図りながら地域のお客さまの金融ニーズにお応えしてまいります。
  - ・ 役割分担の明確化による効果的な人材配置を含め、より機動的できめ細やかなサービスができるよう、サービスの質の向上に努めてまいります。
4. 個人特化型店舗の業務内容
  - ・ 店頭でのご預金、お振込、各種お手続きおよび資産運用・個人ローンに関するご相談を承ります。
  - ・ 事業性融資のご相談につきましては、エリア内のフルバンキング店舗へ円滑にお取次ぎのうえ、ご融資に関する手続きを承ります。
  - ・ 支店名称・支店番号・お客さまの口座番号に変更はございませんので、現在ご利用いただいております通帳・証書・カード等はそのままご利用いただけます。

以 上

報道機関のお問合せ先			
筑波銀行	総合企画部広報室	岡野	内線3730
TEL 029-859-8111			